

令和元年5月24日現在

機関番号：11301

研究種目：研究活動スタート支援

研究期間：2017～2018

課題番号：17H06508

研究課題名(和文)家事事件手続を踏まえた執行手続のあり方に関する研究

研究課題名(英文)A study on Civil Execution in Domestic Relations Cases

研究代表者

今津 綾子 (Imazu, Ayako)

東北大学・法学研究科・准教授

研究者番号：80708206

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 1,500,000円

研究成果の概要(和文)：本研究は、家事事件手続とそれに続く執行手続のあり方を一体的に検討することを目的とするものである。研究を進めるうち、家事事件の中でもとくに問題が多いのは子の引渡しをめぐる手続であることが明らかになったため、その問題を中心に検討した。この種の事件において、執行手続を迅速かつ実効的に実施するうえでは、その前段階である子の引渡しを命ずる裁判において子の意思を考慮し、給付を具体化することが重要である。その点を踏まえ、本研究では、執行手続の過程とともに、家庭裁判所における裁判の意義とあり方についても一定の提言をおこなった。

研究成果の学術的意義や社会的意義

本研究においては、家事事件、とりわけ子の引渡しの強制執行をめぐる従来の実務及び学説の状況を概観するとともに、将来の強制執行手続のあり方に向けた提言をおこなった。明文の規定のない現行法下で積み重ねられてきた子の引渡しの強制執行の実務について、その運用を踏まえつつ、理論的側面から手続のあり方を整理、検討した。また、強制執行の前段階に位置する家事事件の裁判における審理の方法や裁判のあり方についても検討することを通じて、裁判の段階からそれに続く執行手続までを見据えた紛争処理プロセスの確立という新たな方向性を提示することができた。

研究成果の概要(英文)：The purpose of this study is to consider the procedure and execution in Domestic Relations Cases in an integrated manner. During the research, I have found out that many problems arise when the family court order a party to surrender custody of a child. To carry out the compulsory execution effectively and expeditiously, I propose that the family court should consider the child's intention carefully and clarify the contents of benefits in adjudicating the case. Since the family court has family court probation officers, it seems to be appropriate to play such a role.

研究分野：民事訴訟法

キーワード：民事執行法 家事事件手続 子の引渡し

様式 C - 19、F - 19 - 1、Z - 19、CK - 19 (共通)

1. 研究開始当初の背景

家事事件手続、そして民事執行手続は、法改正の動きなども影響して、いずれもいままさに活発な研究のおこなわれている領域である。

このうち、家事事件手続については、2011(平成23)年に旧家事審判法を廃して家事事件手続法が制定され、2013(平成25)年に施行されている。従来の手続に比して手続参加者の地位を明確化すると同時に手続保障を充実させ、それによって家事事件において当事者が主体的に関与し、納得のいく形で解決を求めるための前提条件が整ったものと評価できる。

他方、執行手続に関しては、民事事件に広く適用される一般法としての民事執行法が存在する。もっとも、中心となるのは財産権をめぐる争いにおける執行手続であり、そこでは有体又は無体の財産を対象とする強制執行の手続のみが用意されている。すなわち、家事事件における債権債務については、必ずしもそれに適合する条文が存在するとはいえない状況にある。このことは、家事事件手続において債務名義を獲得しても、それに続く執行手続においてその内容が実現することが必ずしも保障されないことを意味しており、手続利用者にとって、また執行の現場において利用者に対峙することになる執行機関においても、不満足な状態といわざるをえないものである。

翻って家事事件手続法の条文あるいは実際の家事事件の審理過程に目をやると、こちらも執行手続との連続性が必ずしも意識されているわけではない。財産権をめぐる争い、特に債務名義獲得を目的とする給付の訴えの手続においては、後に控える執行手続において執行機関が判断に迷うことがないようにするという観点が強く意識されており、債務名義の記載(判決主文の書き方)についても一定のルールが確立している。それに対して、家事事件手続においては、(当事者間の合意に由来する)調停の場合はもとより、(裁判所の裁断行為としての)審判の場合であっても、債務名義の作成過程やその結果としての記載の文言が将来の執行手続における手順を見据えたものになっているとはいえないように思われる。

こうした背景事情を踏まえると、財産権をめぐる争いにおいて民事訴訟から民事執行へという一連の流れが存在することと平仄を合わせるべく、家事事件においては家事審判・調停から家事事件の特性を踏まえた固有の執行手続、いわば「家事執行」へ、という流れを作り出す必要があるのではないかと。現状では、日本の執行手続法体系において家事事件に特化した専門の手続法というのは設けられていないのであるが、将来的にはそうした方向への議論に進む可能性があるのではないかと。本研究はこのような問いを出発点とする。

2. 研究の目的

本研究は、上記1で述べたような問題意識に端を発して、家事事件手続とそれに続く執行手続のあり方を一体的に検討することを目的とした。

家族関係をめぐる紛争の処理手続である家事事件手続は、その性質上、通常の民事事件を扱う訴訟手続とは異なる特徴を備えている。例えば、家事事件における給付義務(債務)は当事者の生計の維持に直結する場合も多く、通常の財産事件におけるよりも一層迅速かつ確実な処理が要請される。また、家事事件は家庭内の夫婦関係や親子関係に起因する紛争を扱うことから、当事者間の人間関係が将来にわたって継続していく場合が多い。それゆえ、当事者の感情面への配慮も不可欠である。これらのことは、家事事件における裁判手続(家事調停・家事審判)においてはもちろん、そこで発せられた裁判を実現するための執行手続においても斟酌されなければならない。

家事事件の裁判については、近時の立法(家事事件手続法)により規律の明確化や手続保障の充実が図られている。他方、家事事件の執行については、一般法である民事執行法にゆだねられている。一部には家事事件手続のための督促が設けられているものの、多くの規定は財産事件を念頭に置かれたものであり、家事事件を想定したものではない。その結果、家事事件手続において裁判を経て、債務名義を獲得した場合であっても、いざそれを執行しようという場面で手続の実効性が確保されておらず、結局裁判で認められた給付が得られないという事態が生じているという。

このような状況を放置すれば、当事者の裁判制度への信頼が揺らぎかねず、ひいては違法な実力行使が横行するリスクもある。それを回避するには、家事事件の領域における執行手続のあり方を見直し、その改善を図ることによって、正規の手続を通じて確実に給付が実現されるという当事者の信頼を回復しなければならない。本研究は、家事事件における紛争当事者が自己の利益を確実に実現することができるような執行制度とはどのようなものかを明らかにすることを旨とし、現行法の新たな解釈論を提示するとともに、将来の立法課題についても検討の対象としようとするものである。

3. 研究の方法

本研究では、まず、家事事件の裁判とそれに続く執行手続においてどのような形で制度が設計され、運用されているかという現状を明らかにした。主たる研究方法としては文献の収集とその分析・評価を用いたが、その他にも手続法研究者および実際に業務としてこれらの手続にかかわっている実務家との意見交換を通じて広く情報を収集し、後の検討作業の手がかりを集めていった。

もともと本研究は、上記1で述べたように、家事事件手続とそれに続く執行手続のあり方を一

体的に検討することを念頭に置いて出発した。そのため、当初の計画では家事事件手続と執行手続を包括的に対象とすることを考えていたのであるが、家事事件といってもその内容は多岐にわたっており、十把一絡げに論ずるとするのは適切でなく、また不可能であると考えられた。とりわけ、本研究では後続の執行手続との連続性に焦点を当てており、家事事件で問題となる給付がその内容において一様でないことを無視できないことから、研究の前半部分では各種の給付について総論的に現状を把握することとした一方、後半部分ではとくに問題の大きい領域である子の引渡しに問題関心を絞り込み、詳細な検討をおこなう方針をとった。上記の作業がある程度進んだ段階で、収集した資料とその分析結果にもとづいて論文を執筆する作業に着手した。本研究が主眼とするのは現行法に対する解釈論の提示であるが、ちょうど民事執行法の改正作業が法務省において進行していたこともあり、その動向にも注意しつつ、解釈論の取りまとめと将来に向けた立法提言の発信に向けて作業を進めていった。

4．研究成果

本研究においては、家事事件における裁判のあり方、それに続く執行のあり方を検討対象とした。家事事件のうち、財産的な給付を求める場合については、通常の財産事件における給付を求める場合と執行方法の点で差異がないこと（債務者財産の換価を通じて配当を得る）また一般法である民事執行法においてその迅速かつ効率的な実現を図るためのいくつかの特則が設けられていることから（民執151条の2・同152条3項など参照）執行手続においてすでに一定の配慮がされていると評価しうる。これに対して、非財産的な給付を求める場合については、その給付の内容が多様であることもあり、必ずしも具体的な手続が用意されているわけではない。とりわけ問題が大きいのは、権利者（債権者）が義務者（債務者）に対して子の引渡しを求める場合であり、民事執行法では有形無形の財産的価値に対する強制執行が規定されているのみで、生身の人間である子を執行対象に据えることはまったく想定されていない。家事事件手続法には、家事事件における裁判において子の引渡しを命ずることができる旨が明示されており（家事手続154の3・171など）実際にもそのような裁判が発せられているのであるが、それに対応する執行手続が明文上用意されていないのである。そのため、実務上、子の引渡しの強制執行は動産の引渡しの強制執行の手続を借用する形で実施されており、現場の執行官らの実践と工夫の積み重ねによって一定の手順や方法が生み出されてきたという経緯がある。本研究においては、こうした実務家の努力の成果を踏まえつつ、理論的な観点からの手続の整理を試みた。その中では、執行手続そのものの問題とは別に、家事事件の裁判の過程や内容、あるいは実体法における子の引渡しに対する規律の問題にも触れながら、実際の事件における手続の経過を意識して検討を進めた。そして、最終的には、執行手続自体の実効性確保に目を向けるだけでなく、債務名義作成段階での給付内容の具体化により執行手続の円滑・迅速化をはかる必要があるという方向性を示唆するとともに、子の引渡しに親権に由来する請求であるという伝統的な理解に対して一石を投ずるべく提言をおこなった。

なお、子の引渡しの強制執行について明確な条文をもたないという状況に対しては、すでに学説においても、また実務家からも、きちんと明文の規律を設けるべきであることが指摘され続けてきた。それでも長い間具体的な立法の動きがみられなかったのであるが、近時、日本がようやく国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約（いわゆるハーグ条約）に加盟するに至ったことに伴い、その実施のための国内法が整備される必要が生じ、その過程で子の返還に係る裁判及び執行の手続が具体的に整備された。これを契機に、国内の子の引渡しの事案においても明文化の機運が高まり、本研究の終了後、子の引渡しの強制執行についての規律を新設する民事執行法の改正が実現した。もっとも、このような規律が設けられたことによってすべての問題が解決したわけではない。したがって、本研究の成果は改正民事執行法のもとでもなお一定の意義があると考えられる。今後、新たな規律のもので子の引渡しができるように実現されていくことになるか、引き続き注視していきたい。

5．主な発表論文等

〔雑誌論文〕(計 2 件)

今津綾子、家事事件手続における諸問題、法律時報 1130 号、査読無、2018 年、31-36 頁

今津綾子、家事事件における執行手続 子の引渡しを中心に、東北ローレビュー6 号、査読無、2019 年、24-57 頁

〔学会発表〕(計 1 件)

今津綾子、家事事件における裁判と執行 子の引渡しを中心に、関西民事訴訟法研究会、2019 年

〔図書〕(計 3 件)

山本克己・笠井正俊＝山田文編著・今津綾子、弘文堂、民事手続法の現代的課題と理論的解明、2017 年、595-609 頁

高田裕成 = 三木浩一 = 山本克己 = 山本和彦編集・今津綾子、有斐閣、注釈民事訴訟法第4巻、2017年、205-201・254-263頁

金子修 = 山本和彦 = 松原正明編著・今津綾子、日本加除出版、講座実務家事事件手続法(下)、2017年、465-488頁

〔産業財産権〕

出願状況(計 0 件)

取得状況(計 0 件)

〔その他〕

ホームページ等

6. 研究組織

(1) 研究代表者

研究分担者氏名：今津 綾子

ローマ字氏名：Imazu, Ayako

所属研究機関名：東北大学

部局名：法学研究科

職名：准教授

研究者番号(8桁)：80708206

科研費による研究は、研究者の自覚と責任において実施するものです。そのため、研究の実施や研究成果の公表等については、国の要請等に基づくものではなく、その研究成果に関する見解や責任は、研究者個人に帰属されます。